

油潤滑式第1種プロペラ軸に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編及び D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編
高速船規則検査要領

改正事項

油潤滑式第1種プロペラ軸に関する事項

改正理由

本会規則では、水による腐食に対して十分な考慮が払われた油潤滑式プロペラ軸を油潤滑式第1種プロペラ軸と定義している。このうち、船尾管軸受の損傷を未然に防ぐ各種の装置を備え、保守管理を容易にする措置が講じられており、信頼性の高いプロペラ軸を第1C種プロペラ軸と定義している。

近年、このような信頼性の高いプロペラ軸を有する船舶に対する識別化の要望が高まっていたことから、第1C種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“1C”を付記するように関連規定を改めた。

また、第1C種プロペラ軸の仕様に関する要件を鋼船規則検査要領 D 編から鋼船規則 D 編に移設するとともに、プロペラ軸の開放検査を延期するために実施する定期的な潤滑油分析についての取扱いを明確にするべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 第1C種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“1C”を付記する旨規定した。
- (2) 第1C種プロペラ軸の仕様に関する要件を鋼船規則検査要領 D 編から鋼船規則 D 編に移設した。
- (3) 油潤滑式第1種プロペラ軸の開放検査を延期するために実施する定期的な潤滑油分析について、次のとおり改めた。
 - (a) 潤滑油分析の試験結果が有効でないと疑われる場合には、検査員が、潤滑油分析の再実施を指示する旨追記した。
 - (b) 環境適合潤滑油（EAL）の場合には、IR 酸化度の確認に代えて、全酸化度（TAN）、粘度及び変色等のトレンドの確認とすることを認める旨追記した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.1, 1.2.4
鋼船規則 D 編 6.1.2, 6.2.11, 6.3.2
高速船規則 1 編 1.2.1, 1.2.4, 2 編 3.9.1, 9 編 5.1.2
鋼船規則検査要領 B 編 B8.1.2

鋼船規則検査要領 D 編 D6.1, D6.2.11

高速船規則検査要領 2 編 3.9.4